

医療法人啓信会介護老人保健施設ひしの里  
ユニット型短期入所療養介護（ユニット型介護予防短期入所療養介護）運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人啓信会が開設する介護老人保健施設ひしの里（以下「当施設」という。）が実施するユニット型短期入所療養介護（ユニット型介護予防短期入所療養介護）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 ユニット型短期入所療養介護（ユニット型介護予防短期入所療養介護）は、要介護状態（ユニット型介護予防短期入所療養介護にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、利用者一人一人の意志及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう住宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当施設では、ユニット型介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、住宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 当施設は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行なうよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 医療法人啓信会介護老人保健施設ひしの里
- (2) 開設年月日 平成 26 年 10 月 1 日
- (3) 所在地 京都府久世郡久御山町佐古内屋敷 81 番地 1
- (4) 電話番号 0774 - 43 - 2626 F A X番号 0774 - 43 - 2627
- (5) 管理者名 植村 師子
- (6) 介護保険指定番号 2 6 5 1 1 8 0 0 1 6

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1 名
- (2) 医師 1 名以上
- (3) 薬剤師 1 名以上
- (4) 看護職員 4 名以上
- (5) 介護職員 8 名以上
- (6) 支援相談員 1 名以上
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
  - ・理学療法士 1 名以上
  - ・作業療法士 1 名以上
  - ・言語聴覚士 1 名以上
- (8) 栄養士又は管理栄養士
  - ・管理栄養士 1 名以上
- (9) 介護支援専門員 1 名以上
- (10) 事務職員 1 名以上

#### (従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、ユニット型介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、当施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村、居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行い、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

#### (入所定員)

第7条 ユニット型短期入所療養介護（ユニット型介護予防短期入所療養介護）の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

#### (事業の内容)

第8条 ユニット型短期入所療養介護（ユニット型介護予防短期入所療養介護）は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理を行う。

#### (利用者負担の額)

第9条 サービスを提供した場合の利用料の額は、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額の1割（一定以上の所得がある65歳以上の利用者は2割又は3割）とし、当該サービスが法定代理受領サービスでないときは、利用者からその相当額の支払いを受ける。

- 2 前項の他、その他利用料として、居住費、食費、利用者が選定する特別な室料、日用品費、教養娯楽費、理美容代、その他の費用等利用料を、重要事項説明書に掲載の料金により支払いを受ける。
- 3 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、重要事項説明書の通りとする。
- 4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 5 前各項の利用料等の支払いを受けたときは、その内容を記載した領収書を交付する。

#### (通常の送迎の実施地域)

第 10 条 通常の送迎の実施地域を以下の通りとする。

久御山町・伏見区淀、宇治市（小倉町・伊勢田町・安田町・大久保町・羽拍子町・南陵町・開町・広野町・神明）・城陽市（平川・上津屋・久世・寺田）その他の地域は相談に応じるものとする。

#### (身体の拘束等)

第 11 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載する。

#### (虐待の防止等)

第 12 条 当施設は、利用者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

#### (褥瘡対策等)

第 13 条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みの一つとして、褥瘡が発生しないよう適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

#### (施設の利用に当たっての留意事項)

第 14 条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・当施設利用中の食事は、段階の事情がない限り当施設の提供する食事を摂取いただくこととする。  
食費は第 9 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、当施設は第 8 条の規定に基づき利用者的心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・面会時間は 9:00 ~ 20:00 とする。
- ・消灯時間は 21:00 とする。
- ・外出・外泊は前日までに各サービスステーションへの申し出により、医師の許可を必要とする。
- ・当施設内は禁煙とし、飲酒は医師の許可を必要とする。
- ・火気の取扱いは、禁止する。
- ・所持品・備品等の持ち込みは入所時必需品以外については入所前に支援相談員と相談の上、許可を必要とする。
- ・現金、通帳、印鑑、その他貴重品についての持ち込みは、原則禁止する。  
施設療養上、特に必要な場合において金銭、貴重品を持ち込んだ時は自己管理とし、当施設は盜難・紛失等の責任は負わない。
- ・外泊時等の施設外での受診は必ず受診前に当施設へ申し出ること。
- ・ペットの持ち込みは、禁止する。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

#### (非常災害対策)

第 15 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者及び火元責任者を置く。
- (2) 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）………年 2 回以上  
(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)
  - ②利用者を含めた総合避難訓練……………年 1 回以上
  - ③非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (8) 当施設は、(7) に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

#### (業務継続計画の策定等)

第 16 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所療養介護（予防短期入所療養介護）サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### (事故発生の防止及び発生時の対応)

第 17 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のためのマニュアル（別紙）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。

- 2 当施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 利用者に対するサービスにより事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族及び市町村等連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。
- 5 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 6 前 5 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

#### (苦情処理)

第 18 条 当施設はサービス提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は提供したサービスに関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 当施設は提供したサービスに係る利用者の家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### (職員の服務規律)

第 19 条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

#### (職員の質の確保)

第 20 条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

#### (職員の勤務条件)

第 21 条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人啓信会の就業規則による。

#### (職員の健康管理)

第 22 条 当施設職員は、この当施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

#### (衛生管理)

第 23 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講じるものとする。
  - (1) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 当施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携を保つよう努めるものとする。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

#### (秘密の保持)

第 24 条 当施設職員に対して、当施設職員である期間および当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、これらの秘密を保持すべき旨を、当施設職員との雇用契約の内容に含むものとし、当施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

#### (個人情報の保護)

第 25 条 利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 当施設が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス利用のための情報提供等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

#### (その他運営に関する重要事項)

第 26 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

2 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当施設内に掲示する。

3 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 ユニット型短期入所療養介護（ユニット型介護予防短期入所療養介護）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人啓信会の理事会において定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

平成 27 年 4 月 1 日一部改定の上施行する。

平成 27 年 7 月 1 日一部改定の上施行する。

平成 27 年 8 月 1 日一部改定の上施行する。

平成 28 年 4 月 1 日一部改定の上施行する。

平成 29 年 4 月 1 日一部改定の上施行する。

平成 30 年 4 月 1 日一部改定の上施行する。

平成 30 年 8 月 1 日一部改定の上施行する。

平成 31 年 4 月 1 日一部改定の上施行する。

令和元年 5 月 1 日一部改定の上施行する。

令和元年 7 月 26 日一部改定の上施行する。

令和元年 10 月 1 日一部改定の上施行する。

令和 2 年 3 月 20 日一部改定の上施行する。

令和 5 年 4 月 1 日一部改定の上施行する。

